

令和8年度「移動販売車支援事業（KOBE STAR KITCHEN）」における 出店場所の開拓・出店調整等業務 実施要領（公募型プロポーザル）

1 趣旨

飲食業者等の新事業への挑戦を応援するため、チャレンジの場の提供を行う「移動販売車支援事業（KOBE STAR KITCHEN）」を実施するにあたり、市内における出店場所の開拓・出店調整等について、委託を行うものである。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

令和8年度「移動販売車支援事業（KOBE STAR KITCHEN）」における出店場所の開拓・出店調整等業務

(2) 業務の内容

別紙「令和8年度『移動販売車支援事業（KOBE STAR KITCHEN）』における出店場所の開拓・出店調整等業務委託 仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 契約金額の上限

11,400,000円（消費税・地方消費税含む）

うち、7,000,000円（消費税・地方消費税含む）については、キッチンカーイベント開催（クーポン費含む）にかかる経費として充当すること。

(5) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

また、本件にかかる令和8年度神戸市予算及び令和7年度2月神戸市補正予算が成立しない場合は、本公募に基づく契約を締結しないことや、内容等に変更が生じる場合がある。

(6) 委託料の支払い

契約締結後、受託者の請求に基づき、概算払いにより支払うものとする。検査終了後、仕様書3(3)に定める精算対象経費については、実績に基づき額を確定する。概算払を受けた委託料に余剰金を生じたときは、受託者はその超過額を返還するものとする。

3 応募者資格

次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (2) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良と

の評価を受けていないこと。

- (5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法に基づく再生手続き開始の申立または民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体(更生または再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。)でないこと。
- (7) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置(以下「除外措置」という。)を受けていないこと。また、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当しないこと。
- (8) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- (9) 共同企業体による応募も可能だが、その場合は代表者及び構成員が上記(1)から(8)を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。なお、共同企業体による応募の場合、(別紙)評価項目の地元企業に関する配点は、代表者の属する企業の所在地により決定する。

4 スケジュール

(1) 公募開始	令和8年2月18日(水曜)
(2) 参加申請関係書類・質問票提出期限	令和8年3月5日(木曜)17時必着
(3) 質問に対する回答	令和8年3月11日(水曜)予定
(4) 企画提案書・見積書の提出期限	令和8年3月18日(水曜)17時必着
(5) 選考審査会	令和8年3月25日(水曜)予定
(6) 委託事業者決定通知	令和8年3月下旬予定
(7) 契約締結・業務開始	令和8年4月1日(水曜)

5 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請関係書類、質問票の提出

- ア. 受付期間 令和8年3月5日(木曜)17時まで(必着)
- イ. 提出方法 本要領8記載の担当部署のメールアドレスにデータ(PDF)で提出
なお、電話等による質問は受け付けない。
- ウ. 提出書類
 - ①参加申込書(様式1号)
 - ②参加資格確認書(様式2号)
 - ③団体概要(様式3号)(直近事業年度の会社概要、パンフレット等も可)
 - ④法人登記簿謄本又は登記事項全部証明書【写し可】
 - ⑤納税証明書(国税)及び、納税証明書又は滞納がないことの証明(市税)【写し可】
 - ⑥神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書(様式4号)
 - ⑦共同企業体結成届出書(様式5号)(共同企業体による参加申込の場合のみ)
 - ⑧質問票(様式6号)

※共同企業体で参加申込を行う場合は、全ての構成員について上記の③～⑥を提出すること

※④⑤は、提出日時点から起算して3ヶ月以内に発行されたもの。なお、神戸市の入札参加資格がある場合及び直近3ヶ月以内に神戸市経済観光局新産業創造課に別件契約又はプロポーザルのために提出しており、かつ内容に変更がない場合は、上記④⑤の提出は省略可能。

(2) 質問への回答

- ア. 回答時期 令和8年3月11日（水曜）予定
- イ. 回答方法 参加申込者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールにて回答する。
- ウ. その他
 - ・質問者への情報については公表しない。
 - ・回答については、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

(3) 企画提案書・見積書の提出

- ア. 受付期間 令和8年3月18日（水曜）17時まで（必着）
- イ. 提出方法 本要領8記載の担当部署にメールアドレスにデータ（PDF）で提出
- ウ. 提出書類 ①企画提案書（様式不問）
 - 下記の内容を必ず含めること。
 - ・事業実施提案（別紙仕様書に記載している業務内容）
 - ・同種業務の実績
 - ・業務実施体制（指揮命令系統や業務の管理責任者が明示されていること）
 - ②見積書（様式自由）
 - ③その他補足資料（任意、様式自由）

6 事業者の選定

(1) 提案審査会の開催

- ア. 日付 令和8年3月25日（水曜）予定 ※詳細は応募者に別途通知
- イ. 場所 三宮ビル東館内

(2) 選定方法

- ア. 審査員は、応募者によるプレゼンテーションの内容に対する審査を行う。なお、参加申込企業が1者の場合は、プレゼンテーション審査は実施せず、企画提案書等を基に審査を行い、各審査員の採点の合計点が60%以上の場合は契約の相手方の候補者とする。
- イ. 応募者多数の場合には、プレゼンテーション審査に先んじて書類審査を実施し、その結果によってはプレゼンテーション審査の対象外となる場合があることに留意すること。
- ウ. 審査員は、別紙の評価基準に沿って、100点満点で評価を行う。各審査員の採点による点数が高い順に順位点を1位は1点、2位は2点というように付け、順位点の合計が最も少ない提案者を契約の相手方の候補者とする。
- エ. 順位点の合計が最も少ない応募者が複数あった場合は、当該応募者のうち、以下の評価基準の順に点数を比較し、点数が高い応募者を委託候補者とする。
なお、すべての評価基準の点数が同点の場合は、くじ引きにより決定する。
 - ・「I. 業務実施、提案内容に対する評価」の各委員の合計点の平均

- ・「II. 業務遂行能力・実施体制に対する評価」の各委員の合計点の平均
- オ. 各審査員の採点の合計が総合点数の60%以上であることを最低基準とし、最低基準を満たさない提案者は選定の対象としない。
- カ. 審査員名は、個人情報保護の観点から公表しない。
- キ. 契約にあたっては、候補者との協議が整わない場合は、順位点において企画提案の次点の評価を受けた事業者から順に契約締結の協議を行う。

(3) 選定結果の通知

令和8年3月下旬を目途に、神戸市ホームページ上に公表するとともに、応募者全員に結果を通知する。ただし、審査の内容等に関する問い合わせは受け付けない。

7 その他

- (1) 応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類について、予め提案審査会前に内容の確認を行う場合がある。
- (3) 提出された書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しないものとする。
- (4) 提出された書類については、審査・選定以外の目的に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (5) 企画提案書の提出後に、提案審査会への参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式7号）」を本要領8記載の担当部署までメールで提出すること。

8 問い合わせ先

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館7階

神戸市経済観光局新産業創造課 板戸・松下

E-mail : shinsangyosozo@office.city.kobe.lg.jp

(別紙)

評価項目	採点基準	配点
I. 業務実施、提案内容に対する評価		65
①開拓	開拓場所の候補（特に重点地域）の提案がされているか。	10
②出店調整	出店調整に関するスキームは整理されているか。	20
③問い合わせ対応	事業者や土地オーナー等からの問い合わせに対し、適切に対応できるフローとなっているか。	15
④イベント	キッチンカーイベントに関して、場所候補や開催スケジュール、集客が見込める仕掛けについて提案されているか。 本市の食の魅力が発信できるイベントとなっているか。	20
II. 業務遂行能力・実施体制に対する評価		35
⑤実績	移動販売車の設置・調整・運営に関して、十分な経験と実績を有しているか。	10
⑥事務局体制	業務を遂行するにあたり、管理責任者および担当スタッフが十分に配置されているか。	15
⑦地元企業加点	提案者の本社所在地が神戸市内にあるか。 地元企業（本社を市内に有する者）…10点 準地元企業（本社が市内にないが、営業中の支店・営業所が市内にある企業）…5点	10
合計		100